

2 教 高 第 3 号
令和 2 年 4 月 1 日

県 立 学 校 長 様

愛媛県教育委員会教育長
(公印省略)

県立学校における新学期からの学校再開に係る
対応の変更について（通知）

県立学校における新学期からの学校再開については、令和 2 年 3 月 24 日付け元教高第 1767-3 号により通知し、各校において、準備に取り組んでいただいているところです。

これまでの本県における感染事例の状況や、年度当初であり、人の動きが盛んになる時期であることを踏まえ、学校再開に係る対応を、次のとおりとすることとしました。

については、本通知の趣旨を理解の上、適切に対応願います。

記

- 1 令和 2 年 3 月 24 日付け元教高第 1767-3 号通知中、2 の(3)に、次の事項を追加する。

「イ 令和 2 年 2 月 19 日付け元教保第 605 号で通知したとおり、幼児児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。その場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うこと。また、このことについて、幼児児童生徒及び保護者等にも、必要に応じて周知するこ

と。」

2 同通知中、2の(5)を次のとおり変更する。

ア 部活動の実施にあたっては、3つの感染リスク管理を徹底し、校長が実施内容を十分に確認するとともに、校長や顧問等の指導者は次の事項に留意のうえ、責任をもって監督し、感染予防対策を徹底すること。

- ・ 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）が見られたり、普段の自分の体調と様子が違うなど、何らかの体調不良がある者は、参加させないこと。また、活動中及び活動後に体調不良となった場合は、保護者に連絡して、安全に帰宅させること。
- ・ 3月以降の海外渡航歴を有し、帰国後2週間を経過していない者が参加していないこと。
- ・ 3月以降、首都圏や関西圏など、感染拡大地域から来県・帰県し、2週間経過していない者が参加していないこと。

イ 学校現場から要望のある練習試合等については、一律に禁止するものではなく、感染が拡大していない地域での活動や近隣校との試合などは、感染症対策を徹底したうえで実施可能とするが、実施内容や移動方法等に、特に留意すること。

ウ 使用中止としていたトレーニングルーム等については、4月1日から使用可能とするが、同様にリスク管理を徹底すること。

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局
(高等学校・中等教育学校に関する事)
高校教育課 教育指導グループ 渡邊 弘安
TEL 089-912-2953

(人権教育に関する事)
人権教育課 教育指導グループ 竹縄 浩二
TEL 089-912-2962

(特別支援学校に関する事)
特別支援教育課 教育指導グループ 原 喜代佳
TEL 089-912-2967

(保健管理・運動部活動に関する事)
保健体育課 教育指導グループ 泉 志保・宮崎 智之
TEL 089-912-2981